

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：西尾市立室場保育園	種別：保育所	
代表者氏名：相庭倫子	定員（利用人数）：124名（124名）	
所在地：愛知県西尾市室町中屋敷95番地		
TEL：0563-52-1147		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和34年 5月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員：7名	非常勤職員：23名
専門職員	（園長） 1名	（調理員） 2名
	（主任） 1名	（看護師） 1名
	（保育士） 23名	（事務職員・保育補助） 各1名
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等）保育室・乳児室
		ほふく室・事務室・調理室
		遊戯室・相談室・文書保管庫
		屋外遊戯場・屋内外倉庫

③理念・基本方針

★理念

一人一人の子どもを尊重し、心身ともに健やかに育つことを願い、愛情豊かな保育を行う。

★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の心を大切にする。
- ・地域や保護者との連携を図り信頼関係を築くと共に、保護者への支援に努める。
- ・職員の資質向上及び職員間の連携を図り、保育内容の充実に努める。

④施設・事業所の特徴的な取組

緑の山々を近くに感じながら、のどかで静かな環境の中、子ども達はのびのびと遊んだり様々な人と関わったりしています。

中規模園であり3歳未満児、幼児が、それぞれの年齢の活動、異年齢での活動、ともに展開しやすく、職員皆で子ども達全員を見守り安心感の中で楽しく過ごせるように努めています。

自然となかよし、保護者となかよし、地域の人となかよし、白ばら園となかよし、の“4つのなかよし”を大切にしています。

「自然となかよし」…夏の野菜作り、ゴーヤのグリーンカーテン作り、さつまいもの栽培、アサガオ等花の栽培、小動物の飼育などを通して、様々な発見をしたり命あるものからいろいろな思いを感じたりして、身近な自然に触れている。これからは散歩に出かけ、自分達の住んでいる地域の自然により親しみ、自然を大切に作る気持ちの育ちに繋げていく。

「保護者となかよし」…保育参加、個別懇談の機会を持ち、園理解や我が子の園での様子を知ってもらう機会としている。園内の写真掲示、掲示板の活用、年齢だよりの発刊、きずなネット利用など、様々な方法で園の様子を伝えている。

「地域の人となかよし」…春の芝桜鑑賞、園庭の芝刈りボランティア、門松作りボランティア、老人会との伝承遊びなど地域の方々に親しみを持つとともに、思いやりや感謝の気持ちの育ちに繋がるようにしている。

「白ばら園となかよし」…併設している利点を活かして一緒に遊んだり行事を行ったりし、触れ合いの機会を持っている。いろいろな友達との関わりを通し、思いやりや優しさを育てたい。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 6月30日(契約日) ~ 令和 3年 6月10日(評価決定日) 【令和 3年 2月 9日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	1回 (平成27年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆職員の意識改革

園長による職員の意識改革が進んでいる。「子ども一人ひとりに寄り添った保育」や「地域や保護者とのつながりを大切にしたい保育」を目指す園長にとって、職員が自ら考え、自ら意見を発し、自ら動くことが必要最低限の保育環境であると捉えている。勤務形態の多様化等もあり、職員全員が揃って参加できる会議の開催は難しいが、参加できなかった職員への情報伝達を確実に実施することによって、職員の連携が緊密になっている。今年度異動して来た職員の積極性に刺激され、職員の意識が変わってきており、園の活性化につながっている。

◆有効な研修支援体制

「保育園研修体系」に沿って研修が生まれ、市の階層別研修や職種別研修に参加している。「令和2年度保育者研修参加者名簿」に参加する職員名が記載してあり、履修後の報告書には、「所感」として研修で学んだことや気づいたことをどのように保育現場で活用するかを記入している。研修履修の3ヶ月後、園長と面談を行って研修効果(保育現場での実践)の確認を行っている。市の公立園統一の研修履歴を管理する仕組みがあり、「研修受講記録等一覧」に入職後の職員個々の研修履歴が記載されている。異動等があっても、この記録は継続管理される仕組みがある。

◆「4つのなかよし」

保育の基本的な姿勢として、分かりやすい「4つのなかよし」を掲げている。リーフレットの中でも、園が関わる「自然」、「保護者」、「地域」、「白ばら園」等とのつながりを具体的な事例を挙げて説明し、職員の保育のねらいとするだけでなく、保護者や地域に対してのメッセージでもある。コロナ禍によって多くの活動や取組みが中止や変更を余儀なくされる中、「4つのなかよし」を守るために職員一丸の奮闘がある。

◇改善を求められる点

◆運営懇談会での検討

職員の勤務シフトを組むのに苦労している。正規職員は9名であるが、園長、主査、2名の育休中の職員を除くと、実際の保育を担当している正規職員はわずか5名である。その体制を20名を超える会計年度任用職員（加配保育士を含む）が支えている。特に長時間保育を担当する職員が不足しており、昼間勤務の職員がローテーションを組んで延長勤務し、急場をしのいでいる。園長の求める保育の実践には人材不足、時間不足と言わざるを得ず、市の運営懇談会の場で抜本的な改善策の検討が求められる。

◆園内研修（勉強会）の実施

職員が一堂に会す機会が少なく、限られた時間を有効に使って研修や勉強会を開催している。しかし、マニュアルを使っただけの勉強会の機会は少ない。職員が独りで判断・決断しなければならない事態が起きた時、果たして適切な対応（マニュアルに沿った対応）が取れるか否か、懸念材料である。重要性が高い項目を挙げれば、「コンプライアンス、諸法令」、「虐待等子どもの権利侵害の対応」、「プライバシー、個人情報の保護」、「安全衛生」、「感染症対応」等であり、計画性を持った研修（勉強会）の実施を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審することは、自園についてじっくりと振り返り、考えるきっかけとなりました。一人一人の役割が増え勤務体制も複雑となっている今、職員が一丸となって子ども達のためにより良い保育を目指すには、多くの工夫が必要です。子ども、保護者、職員、皆が安心のもとに、笑顔あふれる保育園であるよう、今回明らかになった自分達の努力すべき点について一つずつ考え、意見を出し合いながら取り組んでいきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>他園から異動してきた職員への園の方向性を説明する必要性があり、それを実行する中で、職員全員が理念や基本方針へ立ち返る機会となった。保護者への周知は、コロナ禍によって従来の方法では行えず、時間を短縮したり書面を配付したりして周知を図っている。その努力が功を奏し、保護者アンケートの「保護者への理念の周知」は95%の極めて高い支持を得た。</p>			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>毎月、市の公立園の園長会があり、民間園や幼稚園を含めた市の施設長会も定期的に開催されている。それらの会議に参加し、市から保育行政の動向を収集して園運営の拠りどころとしている。園のカバーする地域としては、今後大きな人口の変動は想定されていないが、保護者の通勤の便を考慮すると「需要増」もあり得ると分析している。</p>			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「コロナ下での保育のあり方」、「話し合いのための時間の不足」、「環境構成」、「職員育成」等の4点が、現在認識されている経営課題である。従来の職員気質であれば「誰かがやってくれる」的な消極的な取り組みであろうが、他園から異動して来た職員の積極性に刺激され、従来の職員も言葉を発し始めた。課題の一つひとつに、職員が自分のこととして取り組み始めている。</p>			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<p><コメント></p> <p>事業計画の中に、「中・長期を見据えて」との3年間の中・長期計画が盛り込まれている。認識している4点の経営課題のうち、「環境構成」と「職員育成」は取り上げられているが、「コロナ下…」や「…時間の不足」は含まれていない。解決や実施に時間を要する課題に関しては、「中・長期を見据えて」に取り上げて計画的に取り組むことが望ましい。</p>			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画の延長が中・長期計画になるように構成されており、自ずと双方が連動する仕組みである。事業計画に取り上げた実施事項に関して、可能な範囲で数値目標（実施月、期限、回数等）が設定されている。実施事項の項目も詳細に記載されており、職員、保護者にとって分かりやすいものになっている。</p>			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 職員会議や日々のミーティングで、職員の意見が活発に出るようになっている。園長と主査の専決・合議で策定される部分もあるが、事業計画の中の実施事項の多くに職員の意見が反映されている。毎年度末には、職員参画の下で丁寧に事業計画の評価・振り返りを行い、次年度に反映させるべき事項を明確にしている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍によって、今年度は保護者との接点（対面でのコミュニケーション）が限られており、事業計画の内容説明も書面によらざるを得ない状況である。保護者配付用に新たな資料を作成したり「園だより」に掲載したりと、コロナの感染状況を注視して連絡ツールを選んでいる。それでも90%に近い保護者が、「事業計画の周知」に肯定的な回答を寄せた。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 定期的に第三者評価を受審し、また他園の第三者評価での改善指摘事項を横展開し、保育の質の向上に取り組んでいる。園全体に一体感が出てきており、改善に向けての取組みに職員の積極性も感じられる。しかし、課題の分析等には職員の参画がなく園長のみ対応となっていることなど、組織的な取組みとは言い難い。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<コメント> 第三者評価や自己評価の実施は丁寧であるが、評価結果を得てからの取組みに計画性が見られない。受審準備（P）－第三者評価受審（D）－評価結果の分析・課題の抽出（C）－改善活動（A）と連なるサイクルの“C”（評価、分析）が弱い。課題を明確にし、責任者（誰が？）、期限（いつまでに？）、実施方法（何を？）を定めて改善活動を計画的に進められたい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① a · b · c	
<p><コメント></p> <p>「運営規定」及び「運営機構」（組織図）、「職員構成」（担当表）等により、園長の職責や役割が明確になっている。有事の際の園長不在時の権限移譲先も、主査がその任に当たることが明文化されている。「保護者や地域と連携し、子ども一人ひとりを大切にした保育」を実践するためには、「職員の前向きな姿勢が不可欠」と考える園長の思いが、職員に浸透してきている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · ② b · c	
<p><コメント></p> <p>園長自身は、園運営に必要な法令等に関する研修や勉強会に参加し、諸法令に関しての高い見識を有している。しかし、職員への周知の取組みが少なく、職員理解がどこまで進んでいるのかが判然としない。職員のコンプライアンス意識を高めるためにも、計画的な研修の実施が期待される。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① a · b · c	
<p><コメント></p> <p>「一人ひとりを大切にした保育」を目指す園長の思いを職員が理解し、保育実践に活かしている。そこで保育を受ける我が子の姿から、保護者は園の取り組んでいる姿勢を知って賛辞を送っている。「のびのび」や「一人ひとり」との言葉が保護者アンケートに多用されており、園長の思いが確実に保護者まで伝わっていることの証である。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① a · b · c	
<p><コメント></p> <p>正規職員が少なく、会計年度任用職員の柔軟配置で園を運営している。長時間保育の担当が数的に不足しており、昼間勤務の職員がローテーションを組んで延長勤務している。勤務シフトに余裕がなく、職員会議の形式を変更せざるを得ず、園長、主査、クラス担任等、主要な職員の参加に絞った。会議の内容はクラスごとに周知が図られ、新形式の会議は有効に機能している。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · ① b · c	
<p><コメント></p> <p>職員の確保は市が主管しており、園は募集活動の応援（ポスター掲示）や情報提供（潜在保育士の紹介等）を行っている。正規職員（9名）が少なく、園長、主査、2名の育休中の職員を除くとわずか5名である。その体制を20名を超える会計年度任用職員が支えている。園長の求める保育の実践には人材不足と言わざるを得ず、運営懇談会の場で抜本的な改善策の検討を要す。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · ② b · c	
<p><コメント></p> <p>「保育所職員のあり方」に「期待する職員像」が示され、「成果評価シート」や「能力・取組姿勢評価シート」等を使った目標管理や人事考課の制度が運用されている。しかし、職員の時間的な余裕のなさから組織的な面談ができておらず、職員の就業意向や保育にかける思い等が掴み切れていない。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園長や主査に対しても、あるいは職員同士でも、思っていることが自由に言える職場環境であり、職員にとっての「働きやすい職場」の素地はできている。夏季の特別休暇6日間や法定の有給休暇5日間は計画的に消化されており、職種や職位による偏りや取りづらさはない。ストレスチェックの結果を園長と主査で分析し、「働きやすい職場」の実現のために活用しようとしている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>正規職員に関しては「成果評価シート」や「能力・取組姿勢評価シート」を使った職員育成の仕組みがあるが、会計年度任用職員については、これらの制度が適用されていない。時間的な余裕のない中でも職員同士が助け合い、全職員の協力体制が構築されている。人材育成面に関しても、正規職員と会計年度任用職員との偏りのない制度運用が望まれる。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育園研修体系」（集合、園内、派遣研修）に沿って研修が生まれ、「令和2年度保育者研修参加者名簿」に参加する職員名を記載して研修を受講している。履修後の報告書には、「所感」として研修で学んだことや気づいたことをどのように保育現場で活用するかを記入している。研修履修の3ヶ月後、園長と面談を行って研修効果（保育現場での実践）の確認を行っている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育園研修体系」の集合研修の中に、階層別研修、職種別研修が組んであり、「令和2年度保育者研修参加者名簿」で管理し、職員の研修受講に偏りが出ないようにしている。市の公立園統一の研修履歴を管理する仕組みがあり、「研修受講記録等一覧」に入職後の職員個々の研修履歴が記載されている。異動等があっても、この記録は継続管理される仕組みがある。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下ではあるが、今年度1名の保育実習生を受け入れた。「実習生受け入れマニュアル」に沿って受け入れ、実習終了時に振り返り（反省会）を行っている。しかし、この反省会では実習生の評価に終始し、実習受け入れそのものの評価に及んでいない。実習受け入れの意義や目的に合致したものであったか、また当初期待した通りの成果が得られたかの検証が望まれる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>市立の公立園であることから、ホームページによる情報公開には限界がある。それを補うリーフレットは、写真も多く分かりやすく構成されている。現在、リーフレットは市役所のみでの設置であるが、より多くの人に手に取ってもらえるよう、設置場所を増やすことを検討されたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>市のルールに則って園の業務が執行されている。園で現金を扱うことは少ないが、内部牽制の機能が明確になっていない。園長と主査それぞれの役割りを明確にし、「運営機構」等に職務分掌を記載することが望まれる。市の監査では、特段の改善指摘事項はない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。				
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a	⑥	c
<コメント> 事業計画やリーフレット等、いたる所に「地域との連携（つながり）を大切にし…」との言葉が目につく。その方針に沿って地域との交流や連携の行事が計画されていたが、コロナ禍によってそのほとんどが中止を余儀なくされている。コロナ下であっても地域との関わりを続けることができないか、地域の関係者と連絡を取りながらコロナ終息を待っている。				
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a	⑥	c
<コメント> ボランティアの受入れに関するマニュアルがあり、夏季には園庭の芝刈りのボランティアを受け入れた。その他のボランティアの多くは、新型コロナウイルス感染症の感染防止のために受入れを自粛している。例年地域からプレゼントされる、子どもたちに人気の高いメダカや鈴虫、カブトムシ等の昆虫類、竹のオモチャや「かっぱん」等も、今年度は見送りである。				
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。				
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	①	b	c
<コメント> 市の公立園統一の関係機関を網羅したリストがあるが、それに園の必要な情報を加え、園独自の「関係機関リスト」を作成している。今年度は関係機関の会議・会合も中止となるものが多いが、必要に応じて意見交換を行っている。計画通りの交流はできなかったが、子どもの就学先の小学校との連携は図られている。				
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。				
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	①	b	c
<コメント> 開催回数は減ってしまったが、未就園児親子を対象とした「ちびっこサークル」（地域活動事業）が開催され、その際に保護者から保育ニーズに関する情報を得ている。地域の諸団体の会議・会合はほとんど中止となってしまったが、必要に応じて電話連絡し、情報の収集を図っている。				
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a	⑥	c
<コメント> 地域活動事業の「ちびっこサークル」は、10月と12月に開催することができ、両開催とも10組を超える未就園児親子の参加があった。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大が下火にならず、「園庭開放」や「世代間交流」等は中断したまま、事業再開の目途が立っていない。				

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 子どもを尊重した保育の基本姿勢が「重要事項説明書」やリーフレット等に記載され、職員会議等で共通理解している。人権研修や倫理綱領についての研修に参加した職員が、職員会議等を通して報告している。研修報告書の内容から、園長や主査が個別に話をして評価を行っている。</p>			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 子どものプライバシー保護、虐待防止等の権利擁護に関するマニュアルが整備され、全職員に配付して職員周知を図っている。日中の保育を担当する職員については、職員会議等で事例を通して話す機会があり、早朝保育、長時間保育担当職員については文書を配付して周知を図っている。</p>			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 保育所選択に必要な情報は市のホームページ、リーフレットにて発信している。入所や見学希望の保護者にはリーフレットを渡し、園長、主査が説明をしている。リーフレットに掲載する情報については年度末に見直しをしており、今後、内容を充実させるために保護者の意見を取り入れる計画がある。</p>			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「重要事項説明書」を基に入園説明会や入園・進級式で保護者に説明をしている。今年度はコロナ禍を考慮し、文書配付を行って内容確認をしてもらい、質問を受ける形で進めている。質問については個別対応して理解を図っており、同意書の提出もされている。外国籍や個別に対応が必要な保護者については、市の通訳を介して説明する等、その都度工夫しながら対応している。</p>			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 保育の継続性を考慮し、引継ぎ文書が定められており、市内転園先に送付している。市外転園児については、それぞれのケースに応じた対応を行っている。保育所の利用が終了した後も相談が受けられるよう、掲示をしたり、「年齢だより」に記載する等、保護者には丁寧に伝えている。</p>			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ① ・ c	
<p><コメント> 保護者満足の把握については、懇談会時や行事ごとにアンケートを実施している。アンケートには行事についてのみならず、気づいたことを記入できる欄も設けていて、日頃の保育についての意見も把握している。意見集約は全員に回覧し、園長、主査、事務員が分析をしているが、検討会議は設置されていない。保護者の意見を継続的に集約、分析、検討するための取組を検討されたい。</p>			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 苦情解決の体制が「重要事項説明書」に記載され、保護者の出入口にも掲示されている。今年度は苦情はないが、苦情は保育を見直す機会と捉えており、職員間での共通理解はできている。実際に苦情があった場合に備え、マニュアルや「重要事項説明書」を基に職員間で再確認をする計画を持っている。</p>			

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 保護者からの相談は外部から見えないようにパネルを設置し、事務所内の応接スペースで受けている。相談時間等は保護者の状況に合わせた工夫をしているが、複数の相談方法、相談相手を選択できることについての情報は発信していない。今後は、園内での掲示や「園だより」、「年齢だより」等で情報発信していく予定である。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 保護者からの相談や意見については基本的には受けた職員が対応し、相談内容や対応は「育児相談記録」に残している。「連絡ノート」での相談については、対応内容と共にコピーを取っている。保護者からの相談や意見についてはその都度適切に対応しており、記録の方法、報告手順、対応策の検討等についてのマニュアルもある。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 主任リーダー会での「事故報告書」を職員会議で口頭伝達し、自園に置き換えて意識できるよう確認している。毎日の園庭遊具等の安全点検を行い、週に1度は「安全チェックリスト」を基に室内の安全確認をしている。「ヒヤリハットマップ」を利用し、危険な箇所があれば追記していく取組みもしている。安全確保や事故防止について、職員間での研修や勉強会は行っていない。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 感染症発生時の対応について、職員周知が図られており、保護者への情報提供は看護師が掲示している。感染症予防についてのマニュアルが整えられてはいるが、研修や勉強会は行われておらず、十分に把握できているとは言い難い。嘔吐物処理セットも整えられているが、実際にマニュアル通りに処理できるか不安もあるため、看護師を中心に模擬訓練の実施が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 月に1度、地震や火災についての避難訓練を行い、反省点を次回の訓練に活かしている。有事の際には消防署や警察、近隣住民との連携を確認し、防災計画に記載している。今年度はコロナ禍のため、地域と連動した訓練は行えていない。行動マニュアルが整えられてはいるが、さらに詳細を定めた行動手順等を文書化する計画もある。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<p><コメント> 標準的な実施方法が整えられ、全職員に配付されている。標準的な実施方法について、全体的な研修や勉強会は実施できていないが、個別に指導することで十分な周知が図られている。標準的な実施方法に基づいた保育が提供されていることを確認する仕組みについては、明文化されていない。その都度、園長や主査が個別に確認している現状である。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉔ ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画については、評価・反省を基にPDCAサイクルに沿って次の計画立案がされている。保護者からの意見を指導計画に反映させる仕組みについても検討が進んでいる。マニュアル等の見直しは年度末に園内で意見交換し、園長会議や主任リーダー会議等の市全体での検討場所に意見として挙げている。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 市内統一の様式を用いて入園前面接を園長、主査が行い、入園後に担当が確認している。直接保育に当たる職員のみならず、看護師、調理員等と共に全園児の共通理解をし、指導計画を作成している。特別な支援が必要な園児については、巡回相談の機会にアドバイスを受け、それを含めた指導計画を立案している。乳児の個別の指導計画作成には、保護者の意向を反映させている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 週に1度の保育の振り返りを行い、月週案は月に1度評価・反省を行っている。指導計画の見直しについては、職員会議に参加できる職員で行っているが、保護者の意向把握や同意を得るための手順等、明確化されていない部分もある。指導計画を組織的に評価、反省、見直していく仕組みについて、具体的な場面についての検討を期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉓ ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達状況や生活状況等は「記入要領」に従って市内統一様式にて記録し、職員会議で情報共有している。保育の実施状況が指導計画や「児童記録票」等に具体的に記載されている。記録内容や書き方に差異が生じないように、園長と主査が個別に職員に指導をしている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 個人情報に関する書類は事務所の鍵のかかる書庫に保管している。職員一人ひとりが守秘義務を守るという意識で行動しており、「誓約書」を提出している。マニュアルを基に個人情報の取扱い方について、定期的に確認し合う機会が必要であり、今後、研修や勉強会の実施を期待したい。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は理念、方針や目標に基づき、子どもの発達、家庭状況、地域の実態等を考慮して編成している。各担当年齢の職員が参加して編成し、年度末に見直しを実施している。園長と主査が合議・専決して編成する部分もあるが、その場合にも職員から聞き取っている意見を反映させようとの意識がある。より多くの職員意見が取り入れられるよう配慮している。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>玩具や室内消毒を毎日行い、衛生管理に努めている。今年度は、特に新型コロナウイルスの感染防止の対応での衛生管理に力を入れている。天気により採光が十分ではない時には電気をつけ、子どもが心地よく過ごせる配慮もしている。子どもの様子を丁寧に観察し、子どもの興味や関心に合わせたり、職員からの意図ある遊びを提供できるようにしている。</p>			
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもに愛情を持ち、気持ちに寄り添った保育を意識している。子どもに分かりやすい言葉を掛け、急かす言葉や制止の言葉を不用意に使わない等に努めている。時間的に焦ると、時として急かしたり、制止言葉を使ったりする場面もあるが、職員間の連携を工夫して保育に余裕を持つように努めている。</p>			
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>年齢に応じた子どもの動線が考えられ、持ち物の片づけ場所や手洗いの手順等、写真や絵で掲示し、子どもが自ら取り組み、身に付けられるような工夫がされている。異年齢の子どもが集まる集会の機会を通して、年長児が年下の子どもたちのモデルになって伝えている。基本的な生活習慣は家庭状況により習得時期が異なるため、家庭状況についても把握しようとしている。</p>			
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>子どもの発達や興味、関心に合わせて環境を整備している。子どもが主体的に環境に関わり、遊びを展開していく上で、季節を取り入れたり、遊びのレパートリーや変化、子どものわくわく感の育ち等の工夫ができる余地はある。職員同士の環境構成を学び合う機会を持つことで、職員それぞれが工夫していけるような取り組みを期待したい。</p>			
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>0歳児3名を含む0・1歳児17名での保育を行っている。送迎時の会話や連絡帳で保護者と連携を取り、体調、睡眠、食事、生活リズム、月齢、発達等を考慮して保育を実施している。玩具や遊びは子ども一人ひとりの状態に応じて提供し、穏やかな口調で話しかける等、安心して生活できるような環境を整備している。</p>			
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>送迎時の会話や連絡帳で保護者と連携を取り、一人ひとりの状態に応じた保育を行っている。外国籍等、個別の対応が必要な子どもの状態把握が難しい部分もあるが、表情や動き、保護者からの連絡から推し量っている。コロナ禍で担任以外の大人との接点がない現状であるが、3歳児が園庭に出ている間に3歳児クラスで遊ぶ経験を持ち、スムーズな移行ができるような工夫もしている。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 一人ひとりの生活環境、生活状況、個性等を職員間で共有し、安心して自分の力を発揮できるよう保育している。子どもが主体的に遊びを展開できるような環境設定をしているが、子どもの興味や関心の変移に対応しきれず、環境の再構築が十分とは言えない。今年度はコロナ禍で地域との交流も少ないが、子どもの成長を地域に発信する方法についても検討が必要である。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 障害児通所施設が隣接され、交流が盛んに行われているが、今年度はコロナ禍で交流できずにいる。個別に支援の必要な子どもは通所施設の職員や保護者との面談を重ね、個別の指導計画を立案して保育している。個別に支援の必要な子どもについては、年度当初に職員会議で情報共有を図っている。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 長時間保育の指導計画を立案し、家庭的な雰囲気保育できるよう心がけている。子ども同士の相性や子どもの状態により、落ち着いた雰囲気が保てない場合もあり、職員を増員配置したり、玩具等の環境の再構築をしている。職員間の連携は引き継ぎ書で行っており、保護者との連携は降園時の会話や「連絡ノート」で取れている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 園の運動会や発表会を、子どもの就学先の小学校長が参観している。教頭、養護教諭によるスクリーニングを行ったり、子どもが小学校の学芸会見学やマラソン大会の応援をする等、連携が取れる体制は整っているが、今年度はコロナ禍で行うことができなかった。小学校と保育園の職員同士の話し合いは実施されており、「保育所児童保育要録」の送付も予定されている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」があり、保健計画が作成され、既往症や健康上気をつけること等の保護者からの情報、健康診断結果、健康観察の状態等を職員会議で情報共有している。子どもの体調の変化やけが等で、保護者に連絡を取る場合の記録方法、記録内容が定められていないため、今後、記録簿の整備を期待したい。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 健康診断、歯科健診の結果を記録に残し、「おたより帳」にて保護者に伝え、家庭での受診を勧めている。健康診断、歯科健診の結果を保護者が意識できるよう、「園だより」や「年齢だより」でも発信していくように計画している。保育への反映についての職員からの意見も出てきており、今後、取り組んでいきたいと考えている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 食物アレルギー児の除去食、代替食提供については、医師の診断を受け「生活管理指導表」を提出してもらい対応している。アレルギー児はアセスメントで詳細を把握し、職員会議で周知して情報共有している。「アレルギー対応マニュアル」は作成されており、関係職員は十分な理解ができている。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 食育計画を作成し、野菜の苗植え、生長観察、収穫、食する経験を通して「食」への関心を高めている。年長児は家庭とも連携し、「食育チャレンジ表」をつけることを通しても「食」への関心を高めている。コロナ禍により、パーティーを立て、前を向いての食事だが、テーブルの配置に配慮し、音楽を流したり花を飾ったりと、楽しく食事のできる雰囲気作りに取り組んでいる。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① . b . c
<p><コメント> 献立は市内統一で市の栄養士が作成し、自園調理で給食を提供している。食事の内容を大きく変更することはできないが、給食会議や嗜好調査の結果から反映できる範囲で対応し、食材の大きさを加減したり、硬さや量等を調整して提供している。食物アレルギー対応食を調理員が直接、保育室に配膳するため、子どもの様子を見たり、声を聞く機会となっている。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① . b . c
<p><コメント> 運動会、発表会、保育参観・保育参加、お招き茶会等、多くの行事を計画したが、コロナ禍で行事の縮小を余儀なくされ、園での子どもの様子を保護者に見てもらう機会が減った。ホワイトボードに毎日の保育を掲示すると共に、園内での行事や散歩の様子等を写真で掲示し、保護者への保育理解につなげている。箸を使った食事場面や手洗いの場面等、日常生活場面の発信も考えている。</p>		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① . b . c
<p><コメント> 園のリーフレットや事業計画、「保育の全体的な計画」等の中で、「保護者とのつながりを大切にした保育」を明言しており、登降園時に積極的に保護者に声をかけている。勤務シフトに余裕がないことから、長時間保育を利用する子どもの保護者や消極的な保護者への寄り添いが薄くなっているが、意識して声かけをして、連絡帳を通しての相談にも丁寧に対応している。</p>		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a . ② . c
<p><コメント> 現在、虐待等子どもの権利侵害が疑われるケースはない。「虐待防止、対応マニュアル」があり、職員各自での理解は進んでいる。職員全体での研修ができておらず、実際に発見した場合、園長や主査が不在の場合の対応等、十分に周知、理解できているとは言えない。マニュアルを基に職員研修を行い、理解を深めていく取組みに期待したい。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a . ② . c
<p><コメント> 個別の指導計画や月週案の評価反省を通して、保育の振り返りを行っている。振り返りを次の保育に活かしていくよう努めているが、個人での考えに留まっていて、園全体での振り返りには十分とは言えない。学びたいこと、克服したいと思っている苦手なこと、興味のあることを出し合い、園内で取り組んでいけるような組織作りを期待したい。</p>		